

兵庫県知事 井戸 敏三 様

西宮市長 石井 登志郎

名神湾岸連絡線事業に係る環境影響評価概要書に対する意見について（回答）

平成 30 年 8 月 10 日付水大第 1236 号で照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 全体的事項

(1) 事業計画について

- ・事業実施区域及び周辺地域は、既に多数の住居などが存在している場所であり、地域の特性に配慮した最も環境負荷が低いと予想されるルートや道路構造を選定すること。

(2) 環境影響評価について

- ・環境影響評価の調査、予測及び評価を行うに際しては、当該地域の特性に十分配慮すること。
- ・大気環境・騒音などの予測の前提となる交通量については、将来の交通需要に基づき適切に設定するとともに、事業計画と整合の取れた車種別時間別交通量をも明らかにすること。
- ・現在供用されている同種の計画道路における騒音・振動・低周波音などの実測データなど関連データの収集に努め、より精度の高い予測及び評価を行うこと。
- ・調査すべき情報、調査地点及び調査方法については、予測及び評価において必要とされる精度が十分に確保されるよう、詳細に検討すること。
- ・予測手法については、評価において必要とされる水準が確保されるよう、既に得られている科学的知見に基づいて、詳細に検討すること。
- ・環境保全措置について、新たに生じる保全対象にも考慮したうえで、実行可能な範囲において、複数案の比較検討やよりよい技術の導入検討を行うこと。
- ・本事業は都市部の人口密集地域において実施されることから、「対象区域の環境保全についての配慮が特に必要な施設」に有床診療所を含めること。
- ・事業目的である国道 43 号の沿道環境の改善効果について、予測及び評価を行い、住民へ十分な説明を行うこと。

(3) 住民などへの対応

- ・環境影響評価の手続きにおいて、事業者の説明が十分でないなどの住民の意見などがあることを踏まえ、本計画の必要性及び計画の決定に至る検討経過などについて、住民などの

関係者に対し、適宜、積極的な情報公開に努めること。また、条例に基づく説明会以外にも適切な機会をとらえて、分かりやすく丁寧に説明を行い、理解を得るように努めること。

2. 個別事項

(1) 大気環境

- ・調査、予測及び評価の対象となる大気質に係る環境要素として「二酸化窒素」、「浮遊粒子状物質」及び「粉じんなど」が挙げられているが、これら以外の大気汚染物質（特に「微小粒子状物質」）についても、最新の知見を収集し、的確な事後評価が行えるよう、必要に応じて追加の調査などを実施すること。
- ・「粉じんなど」については、現地調査を実施した上で、環境影響を適切に評価すること。
- ・ランプ、ジャンクションなど道路特殊部周辺の予測を行う場合には、周辺住居などの配置、接続道路の状況など地域の状況を十分把握し、周辺住居などへの影響の程度が明らかになるように調査地点を設定し、地域の実態に即した調査などを実施すること。
- ・大気拡散予測式についてブルーム式及びパフ式を用いているが、車両の走行に係る沿道濃度の予測においては、JEA 式を採用した事例も数多くあることから、それぞれの予測モデルの特性を勘案し、適切な大気拡散予測式を採用すること。
- ・本事業の事業実施区域の近傍には多数の住居などが存在していることから、特に構造が複雑なインターチェンジ部を設ける場合は、その周辺における短期的な影響を把握するため、周辺濃度が最も大きくなると考えられる気象条件での1時間値の予測を行うこと。
- ・大気質の評価は年間98%値又は年間2%除外値による長期的評価が一般的であるが、評価などの結果により計画路線の影響を強く受ける恐れがある場合は、評価参考値として短期的濃度を把握し、準備書などに反映させること。
- ・工事の影響調査について、「資材などの運搬に用いる車両の平均日交通量が最大になると予想される時期」とする方針であるが、休日（土曜、日曜又は祝日）に相当程度の工事車両の運行が見込まれる場合は、休日の現況交通量についても調査を実施すること。
- ・高架構造物が出現することによる風向・風速・日照に与える影響について、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音・振動・低周波音

- ・供用後の自動車の走行による騒音・振動・低周波音の影響に関しては、最新の予測モデルを適切に使用して、予測を行うこと。予測にあたっては、特に高層住宅などがある地域では、高さ方向についてもモデルに則って実施すること。なお、モデル計算において与える諸条件については、出来るだけ精度の高い数値を用いること。
- ・ランプ、ジャンクションなどの道路特殊部にあつては高さ方向も含めて面的に、予測モデルを適切に運用して、予測及び評価を行うこと。
- ・高架部分については、高架裏面からの反射音の影響についても、可能な限り適切な予測及び評価を行うこと。
- ・可能な限り最新の研究成果や、類似事例の実測例などの調査も行い、科学的根拠のある知見に基づいて、予測及び評価の結果の妥当性を慎重に検討すること。
- ・工事中の機械の稼働及び運搬に用いる車両の運行に係る騒音・振動の予測において、「道路

環境影響評価の技術手法」を採用するほか、新たな知見を収集し検討を行うこと。

- ・ 供用後の自動車の走行に係る低周波音の評価において、「道路環境影響評価の技術手法」に加え、「低周波問題対応の手引書」等の知見も考慮した検討を行うこと。

(3) 水環境・土壌・地盤に係る環境など

- ・ 宮水など地下水に影響を生じさせないように、環境影響評価手続きのデータなどを活用した、より精度の高い予測及び評価を行うこと。また、工事開始前から供用後に至るまで定期的に地下水のモニタリングを実施するなど、適切な保全措置に努めること。
- ・ 工事中に行う川底の掘削及び土工事などに伴う水の濁りの予測及び評価については、仮設沈砂池などの設置による効果を予測するなど、具体的な低減策に基づき行うこと。
- ・ 高架構造物の設置に伴う河川・海域への影響は、長期的な評価を行うこと。
- ・ コンクリート打設工による水の汚れ（アルカリ排水の発生）について、予測及び評価を行うこと。
- ・ 切土工又は掘削工が予定される区域においては、既存資料の事前調査により土地の履歴などを十分に把握し、必要に応じて土壌環境基準項目について調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物・植物・生態系

- ・ 高架構造物設置に伴う動植物への影響の予測及び評価を行うこと。また、甲子園浜、御前浜・香榎園浜などは貴重な渡り鳥の飛来地であるため、長大な高架構造物の設置に伴う渡りへの影響についても予測及び評価を行うこと。

(5) 景観

- ・ 本市市街地を縦断する長大な高架構造物であり周辺の住環境や景観に与える影響が大きいことから、景観資源を可能な限り守ることができるルートとすることはもとより、市街地環境の中では、シンプルな構造かつ周辺と調和した色彩など目立たず、圧迫感を与えないデザイン、眺望の開けた場所では、景観に馴染む美しいデザインとするべきであり、これらの点を踏まえて予測及び評価を徹底し、慎重な対策を行うこと。また、計画にあたっては、上記の点について検討を行い、計画の調整が可能な段階で複数案を市民に提示し、デザインに関する議論を十分行った上で決定すること。